

『こころに残る景観資源』発掘プロジェクト～こころに残る●●景観の募集～実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、岸和田市景観条例（平成22年条例第19号）（以下「条例」という。）第40条の規定に基づき、『こころに残る景観資源』発掘プロジェクト～こころに残る●●景観～（以下「プロジェクト」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（プロジェクトの目的）

第2条 このプロジェクトは、本市域内において景観の形成に寄与する景観資源を発掘・蓄積・共有すること、および発掘した資源の中から特に優れているものを『こころに残る景観資源』として指定することで、景観に関する市民意識の高揚を図り、ひいてはより良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

（『こころに残る景観資源』の指定の対象）

第3条 『こころに残る景観資源』として指定する対象は、プロジェクトに応募のあったものの中から、こころに残る景観資源発掘委員会において、岸和田市の良好な景観の形成に寄与していると推薦されたものとする。

（指定の方法）

第4条 前条の指定の対象の中から、岸和田市景観審議会（以下、審議会）において審議し、岸和田市の良好な景観の形成に特に寄与していると認めたものを、市長が指定する。

（審査の対象）

第5条 今回実施するプロジェクトの審査の対象となる●●景観は、別表1のとおりとする。

（審査の対象となる●●景観の募集）

第6条 前条に規定する●●景観の募集については、公募によって行なうものとする。

2 市長は、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、●●景観の募集について次の各号に定める事項を市民に周知するものとする。

- (1) プロジェクトの目的
- (2) 募集の対象
- (3) 募集期間
- (4) 応募の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

3 応募者は、次の各号に定める事項を記した書類及び推薦する●●景観を含んだ写真等（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 応募者の住所、氏名、年齢、電話番号またはメールアドレス
- (2) 推薦する●●景観の所在（略図など）と写真の撮影位置
- (3) ●●景観にまつわるエピソードや推薦理由
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（こころに残る景観資源発掘委員会）

第7条 応募された景観資源を審査し、景観審議会に推薦するため、こころに残る景観資源発掘委員会（以下、委員会）を設置する。

2 委員会は、岸和田市附属機関条例第2条に規定する岸和田市景観審議会及び岸和田市環境デザイン委員会の委員から4名以内で組織する。

3 委員会は、応募された●●景観を、応募書類、まちかど投票、現地調査等の方法により別表2の視点と評価に基づき審査し、特に優れた●●景観を『こころに残る景観資源』として岸和田市景観審議会に推薦する。

（結果の公表）

第8条 市長は、第4条の規定により『こころに残る景観資源』を指定した場合、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用し、これをすみやかに公表するものとする。

（その他）

第9条 プロジェクトの実施に際しては、第2条に掲げる目的に鑑み、所有者等関係者だけでなく、広く市民意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。

第10条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和●年●月●日から施行する。

別 表 1

（第5条関係）

対象となる●●景観（いずれかにあてはまるもの）
【審査の対象となる景観資源 4項目程度】

別 表 2

（第7条関係）

視点と評価
【景観上の視点と評価項目 4項目程度】